

## 児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案に関する意見募集の結果について

令和7年11月28日  
こども家庭庁  
支援局障害児支援課

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案について、令和7年9月30日（火）から同年10月30日（木）まで御意見を募集したところ、計1件の御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見の要旨	御意見に対するこども家庭庁の考え方
<p>12月以降、調査・研究等の目的で申請し、専門委員会やこども家庭庁内での審査が通れば、自治体が有する障害児福祉等情報が第三者に提供されるとの事で、依頼のあった第三者を提供する側にも周知してもらいたい。</p>	<p>第三者へ提供する情報は、自治体や事業所が有する障害児福祉等情報を、個人が特定されないように匿名処理を施したものであり、国が保有している情報となります。第三者への提供に際しては、国が保有している当該情報について、更なる匿名処理を施すこととなります。</p> <p>障害児福祉DBデータの提供を申し出る際、提供申出者はそれぞれ下記の事項が記載された書類を、提供者であるこども家庭庁へ提出することとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・提供申出者が公的機関の場合、名称、担当する部局、所在地及び電話番号を記載し、所属する取扱者1名以上について、身分証明書及び当該機関に所属していることを証明する書類を提出すること。</li><li>・提供申出者が法人等の場合、名称、所在地、法人番号、当該法人等の代表者（例：学長、理事長、社長、大臣）又は管理者（例：担当理事、担当役員、局長）の氏名、職名及び電話番号を記載すること。</li></ul> <p>また、匿名医療保険等関連情報データベース（NDB）及び匿名介護保険等関連情報データベース（介護DB）の第三者提供の場合と同様に、障害児福祉DBデータを活用した研究等の成果物については、公表されることとなっております。加えて、専門委員会でのデータ提供に対する審査において承諾された実績やデータ利用の実績については、専門委員会の場で公表することを考えております。</p>